

令和3(2021)年度 城陽市高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種(説明書)

接種期間 : 令和3年4月1日(木) ~ 令和4年3月31日(木)

これまで、「令和元年度以降の定期接種対象者は65歳のみ」とされてきましたが、厚生労働省が定期接種対象者の拡大を図ることを決定したため、引き続き70歳以上の「これまで一度も接種したことのない人」にも接種機会が設けられることになりました。

1. 目的

高齢者の肺炎で最も多い「肺炎球菌」による肺炎の発病予防や、重症化防止のための予防接種です。また、この予防接種は接種の義務はないため、本人が希望する場合にのみ定期接種として接種できます。

2. 効力

高齢者用肺炎球菌ワクチンは、全ての肺炎を予防するワクチンではありませんが、健康な人では少なくとも5年間は効果が持続するとされています。

3. 対象 : 下記の(1)から(3)のすべてに該当する人

- (1) 城陽市に住民登録がある人
- (2) 過去に肺炎球菌ワクチン(23価)の予防接種を一度も受けたことがない人
- (3) ①の表もしくは②に該当する人

①対象者表

年度末年齢	生年月日	年度末年齢	生年月日
65歳	昭和31年4月2日生 ~昭和32年4月1日生の人	85歳	昭和11年4月2日生 ~昭和12年4月1日生の人
70歳	昭和26年4月2日生 ~昭和27年4月1日生の人	90歳	昭和6年4月2日生 ~昭和7年4月1日生の人
75歳	昭和21年4月2日生 ~昭和22年4月1日生の人	95歳	大正15年4月2日生 ~昭和2年4月1日生の人
80歳	昭和16年4月2日生 ~昭和17年4月1日生の人	100歳	大正10年4月2日生 ~大正11年4月1日生の人

②満60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

*免疫機能の異常など、長期にわたり療養を必要とする疾患等により、接種対象期間に定期接種を受けられなかった人には特例制度があります。詳細については、城陽市保健センター内健康推進課までお問い合わせください。

4. 接種回数 : 1回

●定期接種として接種できるのは今回限りです。

●過去に一度でも肺炎球菌ワクチン(23価)の予防接種を受けたことがある人は対象になりません。

*特に5年以内の再接種は、初回接種よりも注射した部位が硬くなる・痛む・赤くなるなどの副反応が強くと報告されています。また、接種から5年以上経過した場合にも、このような副反応がでることがあります。

裏面に続く

接種の際には同封の接種券が必要です。大切に保管し、協力医療機関へ提出してください。

※医療機関によっては予約が必要な場合があります。必ず事前に接種予定医療機関へお問い合わせください。

5. 接種ができない人

- ①接種当日 37.5℃以上の熱がある人
- ②重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ワクチンの成分に対して過去に呼吸困難・じんましん等のアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- ④予防接種で接種2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある人
- ⑤その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある人

6. 接種後の注意

- ①接種後24時間は副反応の出現に注意してください。特に接種後の30分以内は、急な副反応がおこることがありますので、医師とすぐに連絡が取れるようにしてください。
- ②接種後1時間を経過すれば、当日の入浴はさしつかえありませんが、接種部位を強くこすらないようにしてください。
- ③接種後24時間は、過激な運動・大量の飲酒は避けてください。
- ④接種部位の異常反応や体調変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ⑤接種後、接種済証を保管し、いつ接種を受けたのかが分かるようにしてください。

7. 接種後副反応

- ①注射の痕が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがありますが、1～5日のうちに消失します。
- ②わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもありますが通常2～3日のうちに治ります。
- ③重大な副反応としては、アナフィラキシー様反応、血小板減少、知覚異常、ギラン・バレー症候群等の急性神経根障害、蜂巣炎・蜂巣炎様反応があります。

8. 他の予防接種との接種間隔

- ①定期接種実施要領の改正（令和2年10月1日から）に伴い、異なるワクチン（不活化ワクチン、経口生ワクチン）の接種間隔制限がなくなりました。
※注射生ワクチン同士の接種間隔は、以前と同じく27日間以上のままです。
- ②2種類以上（不活化ワクチン、生ワクチン）の予防接種を同時に同一接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認め、被接種者本人も希望した場合に限ります。
- ③新型コロナワクチンについては、前後に他の予防接種を行う場合は原則として13日以上の間隔をおき、同時接種は行わないでください。（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きより）
例）13日以上の間隔をおいての接種とは、火曜日に接種した場合、2週間後の火曜日以降に接種可能となります。

9. 予防接種健康被害救済制度

高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種は肺炎の発病予防や重症化防止に有効ですが、まれに重大な副反応が現れ、身体に害をもたらすことがあります。このような健康被害が高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種と因果関係があると厚生労働大臣が認定した場合「予防接種健康被害救済制度」が受けられます。

お問い合わせ	接種医療機関 城陽市健康推進課	電話 0774-55-1111
--------	--------------------	-----------------

○予診票は医療機関から城陽市健康推進課に返送されることにご同意ください。